保育施設等の新規利用申込に関する確認票

Ｒ3.10.28

　下記項目を確認し、チェックを入れ、利用申込書に添付してください。

* **裏面に続きます　※**

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項 | チェック |
| 申込・利用調整に関すること |
| １ | 「名護市保育施設等利用案内書（新規申込用）」の内容を確認し、了承したものとします。 | □ |
| ２ | 利用開始の希望月に保護者や世帯の状況が変更になる場合は、利用開始の希望月の状況で申込みをしてください。（例：４月利用開始希望で、４月には妊娠のため仕事を辞めている予定→「妊娠・出産」の事由で申込が必要です。） | □ |
| ３ | 申込みの有効期限は、利用開始の希望月が属する年度中ですので、利用調整の結果、待機児童となった場合は、自動的に次の月の選考対象になります。また、年度中待機児童となってしまい、次年度も保育施設等の利用を希望するときは、再度申込みが必要です。 | □ |
| ４ | 提出した書類は返却できません。また、コピーの要求にも応じることはできませんので、提出書類のコピーが必要な場合は、提出前にコピーしてください。 | □ |
| ５ | 支給認定証は、保護者から交付の希望があった場合にのみ発行します。交付を希望する場合は、別途「支給認定証交付申請書」を提出してください。 | □ |
| ６ | 利用調整（選考）はポイント制で、保育の必要性が高い順に内定します。（申込みの早い順ではありません。）また、ポイントが高くても、希望する保育施設等の空き状況等により、内定にならない場合があります。 | □ |
| ７ | 提出された書類の内容を確認するため、勤務先など関係する機関に名護市から連絡をすることがあります。提出書類の内容に虚偽がある場合、申込みは無効となります。 | □ |
| ８ | 申込後の希望園の変更や、状況の変更によるポイントの修正は、変更の手続があった日に応じて、次の時期から反映されます。電話での変更はできません。【４月選考の場合】　①　１次選考の受付期間中　→　１次選考に反映　②　２次選考の受付期間中　→　２次選考に反映　③　２次選考の受付期間後　→　原則、５月の利用調整から反映【５月以降の選考の場合】　毎月１日（土日祝祭日の場合はその次の平日）までに届出があった場合は翌月の利用調整に反映されます。 | □ |
| ９ | 名護市への転入予定の方で保育施設等の利用が内定・決定した場合は、利用開始までに名護市に住民登録をする必要がありますが、住民登録をしたかどうかの確認に時間を要するため、次の期日までに住民登録をしてください。（正確な日付は内定通知でお知らせします。）【４月内定者】→３月中旬頃まで、【５月以降内定者】→利用開始月の前月25日頃まで | □ |
| 10 | 申込中に市外に転出する場合や保育施設等の利用希望がなくなった場合は、必ず申込みの取り下げ手続をしてください。 | □ |
| 11 | 過去に保育施設等を利用していた兄弟姉妹の保育料に滞納がある場合は、ポイントが減点となりますので、速やかに納付してください。 | □ |
| 12 | 園の特色、土曜保育・延長保育の有無、実費徴収額等は園により異なるため、確認したうえで申込みをしてください。 | □ |

|  |
| --- |
| 内定・保留通知に関すること |
| 13 | 内定通知・保留通知は次の時期に申請があった住所に郵送する予定です。【４月１次選考】→２月上旬、【４月２次選考】→３月上旬、【５月以降の選考】→前月20日前後※　待機児童となった場合に送付される保留通知は、選考対象の最初の月のみ送付されます。翌月以降の利用調整の結果は、内定になったときのみ内定通知が届きます。 | □ |
| 14 | 内定者は、内定通知書に記載された指定日までに内定先の保育施設等と面接を受ける必要があります。面接の際には、内定通知書とかかりつけ医等が作成した健康診断書を持参してください。健康診断書の様式は、内定通知書に同封されています。 | □ |
| 15 | 内定は利用を決定するものではありません。面接後、園が受入可能な場合は利用決定となります。子どもの状態や施設の状況によっては、内定取消となる場合があります。 | □ |
| 利用開始後の注意について |
| 16 | 「求職活動」を事由とする認定の有効期間は９０日です。期間内に就労証明書など、次の事由の証明書類の提出がない場合は、認定がなくなるため、保育実施が解除されます（退園）。 | □ |
| 17 | 保育の必要量（保育施設等の利用時間）は、保護者の状況（就労時間等）により「保育標準時間（最大１１時間）」又は「保育短時間（最大８時間）」のいずれかに決定されます。保育必要量を超えて保育施設等を利用する場合は、保育施設等が定める「延長保育料」が別途発生します。延長保育料は無償化の対象にはなりません。 | □ |
| 18 | 就労時間の変更等により、保育施設等の利用時間（標準時間・短時間）に変更が生じる場合、毎月２０日までに届出があったものについては、翌月１日から適用となります。（２１日以降に届出があった場合は、原則翌々月からの適用となります。） | □ |
| 19 | 「育児休業中の継続通所」「みなし育休中の継続通所」を事由として、すでに保育施設等を利用している兄弟姉妹を引き続き保育施設等に通わせることができるのは、（みなし）育休の対象となっている子どもが２歳になる日の前日が属する月の月末までとなっています。その期間を超えてさらに育児休業を取得する場合は、在園児の事由がなくなり、退園となります。 | □ |
| 20 | 保育施設等の利用開始後も、世帯の状況や保育の必要性が確認できない場合は、退園となります。保護者や世帯の状況に変更があった場合は、必ず変更手続を行ってください。 | □ |
| 21 | 市外に転出する場合は、必ず「保育施設等利用終了届出書（退園届）」の提出が必要です。市外に住所を移した後も名護市の保育施設等を利用したい場合は、事前の相談が必要です。 | □ |
| 22 | 年度途中で退園を希望する場合は、退園を希望する日が属する月の前月１０日までに「保育施設等利用終了届出書」を提出してください。 | □ |
| 階層認定に関すること |
| 23 | 階層認定は、世帯の市町村民税の課税額等によって決定されるので、課税状況が不明（未申告や他市町村からの転入でマイナンバー未提出）の場合は、階層認定ができません。速やかに申告し、又はマイナンバー届出書を提出してください。（申告後は申告書のコピー又は申告済の半券の提出が必要です。） | □ |
| 24 | 就労を事由として申込みをする場合、就労状況と税の申告内容が一致しているか確認を行います。自営業者等の収入過少（経費過多）で親族の扶養に入っている方でも、申告を行う必要があります。（申告については、税務課でご相談ください。） | □ |